八王子市立義務教育学校における
組織運営及び教育課程編成の手引き

目次

はじめに

Ⅰ　義務教育学校における組織運営
　１　学校運営
　２　会議の種類と実施方法

Ⅱ　義務教育学校における教育課程編成
　１　教育目標
　２　学年区分
　３　学習指導
　４　生活指導
　５　キャリア教育
　６　学校行事

Ⅲ　教育課程外の教育活動
　１　部活動

令和８年（2026 年）３月

小中一貫教育推進委員会

はじめに

八王子市では、平成 20 年７月に小中一貫教育基本方針を策定し、平成 21 年度から平成 24 年度までに順次４校（館小中学校、加住小中学校、みなみ野小中学校、いずみの森小中学校）の小中一貫校を設置するとともに、平成 23 年度から全ての市立小・中学校において小中一貫教育を推進してきた。これまでに、いわゆる「中１ギャップ」の軽減などが報告され、本市の小中一貫教育は一定の成果を上げてきた。

令和２年に本市初の義務教育学校であるいずみの森義務教育学校が開校し、校舎一体型義務教育学校における児童・生徒の９年間の発達段階と系統性を踏まえた教育活動が実践されている。それらの知見を総括し、今後の新たな義務教育学校の開校に向けた手引きとなるよう、本市における義務教育学校の組織運営や教育課程編成の在り方についてのモデルとしてここにまとめる。

また、義務教育学校における教育活動に加え、小中一貫校や小中一貫グループにおける小中一貫教育の充実にも資するための手引きとしても活用されたい。本手引はあくまでも参考資料であり、内容についてその全てを実施すべきという趣旨ではなく、地域や児童生徒の実態や施設の整備状況等を踏まえ、取捨選択したり、組み合わせたりするなど創意工夫を活かした取組につなげていただきたい。

＜義務教育学校とは＞

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育９年間の学校教育目標を設定し、９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校である。児童・生徒の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成 28 年 12 月 26 日　文部科学省

Ⅰ　義務教育学校における組織運営

１　学校運営

〇校長１名、副校長３名の管理職で学校運営を行う。
〇副校長のうち１名は全体を統括し、副校長業務のとりまとめを行う。
〇各副校長は、学年区分におけるブロック（第Ⅰ期：第１～４学年、第Ⅱ期：第５～７学年、第Ⅲ期：第８～９学年、特別支援学級）を担当する。
〇各副校長は、分掌業務について分担して主担当となる。
〇学校は、学校運営協議会とともに、地域の実情を活かした「地域とともにある学校づくり」を推進する。

義務教育学校としての教職員の組織体制を整備し、児童・生徒の９年間の学習指導及び生活指導を見通した学校運営を行う。校長のリーダーシップの下、副校長３人が各ブロックと担当する校務分掌を分担し、ラインを形成することで分掌組織を機能させる。また、教職員数の増

減に伴い、機能的・組織的に職務を遂行できるよう学校組織・分掌組織を構築し、職層に応じた適切な職務分担を差配する。一つの学校としての機能を発揮させるために、人数や専門（経験）などの偏りなく、前期課程・後期課程の教職員をバランスよく配置する。

【学校組織構築モデル】

○３名の副校長をそれぞれトップとしたラインを形成する。

・学年区分：第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期、（特別支援学級）

・分　　掌：教務部、生活指導部、キャリア教育部、研究部

・委 員 会：儀式的行事、体育的行事、文化的行事

○副校長１名を、全体を統括する副校長として配置し、３名の副校長の情報共有と校長への報告責任者とする。

○小中一貫教育の推進や課題の把握、調整を担う部会を設置する。

・小中一貫教育を推進するための「研究・開発」として、「研究部」を設置する。前期課程・後期課程にまたがる第Ⅱ期を担当する副校長の担当ラインと合わせるのが望ましい。

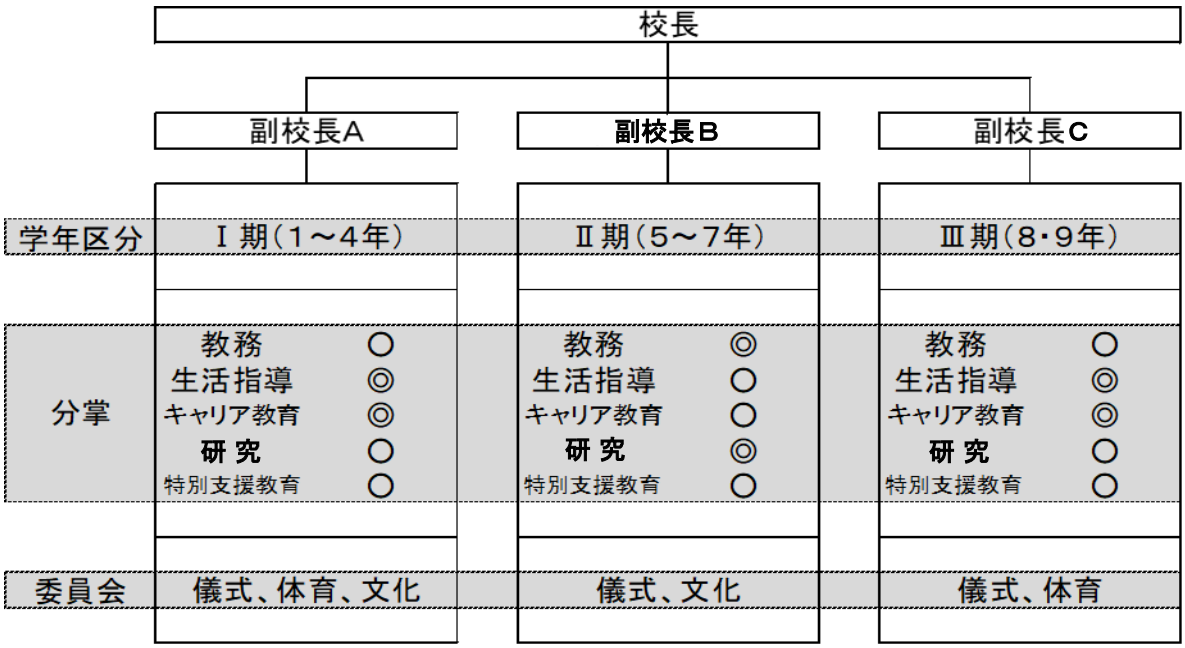
・９年間の系統的・継続的なキャリア教育及び進路指導を推進するための組織として、「キャリア教育部」を設置する。

○各分掌の業務内容を校内で共通理解する。

・前期課程・後期課程にまたがる取組や業務があり、各分掌の業務を明確に示す必要性があるため、「校務分掌要綱（仮称）」を作成する。

○学校運営協議会とともに、地域と学校が連携・協働して地域全体で児童・生徒の成長を支える体制を構築し、地域に開かれ、地域とつながる学校をつくり、学校と地域コミュニティの活性化に取り組む。

【管理職の業務分担モデル】



【各分掌の組織編制モデル】



義務教育学校の教職員の体制は、校長１名、副校長３名を基本としている。（小・中学校と同様、前期課程又は後期課程の学級数が 29 を超える場合は、副校長がさらに１名加配される）

平成 30 年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針

２　会議の種類と実施方法

○校務分掌組織については、各学年・ブロック、各部長・主任の権限と責任を明確にする。
○校務支援システムの機能を活用した情報共有の効率化を図る。
○「分掌会議の設定」や「情報共有」については、組織の規模を鑑み、できるだけ効率化を図り、内容的にも日程的にも遺漏のないよう留意する。

義務教育学校は、児童・生徒が９学年分在籍し、そのため教員数も多くなることから、小学校・中学校と比較して組織の規模が大きくなる。それぞれの教員の意識や指導についての共通認識に基づいて職務に当たるため、校務分掌には、各学年の教員が入るように編成した上で、小学校・中学校と比較して、

・円滑な情報共有の仕組みをつくること
・意思決定の仕組みや担当業務の内容を明確にすること
・効率の良い会議運営を行うこと

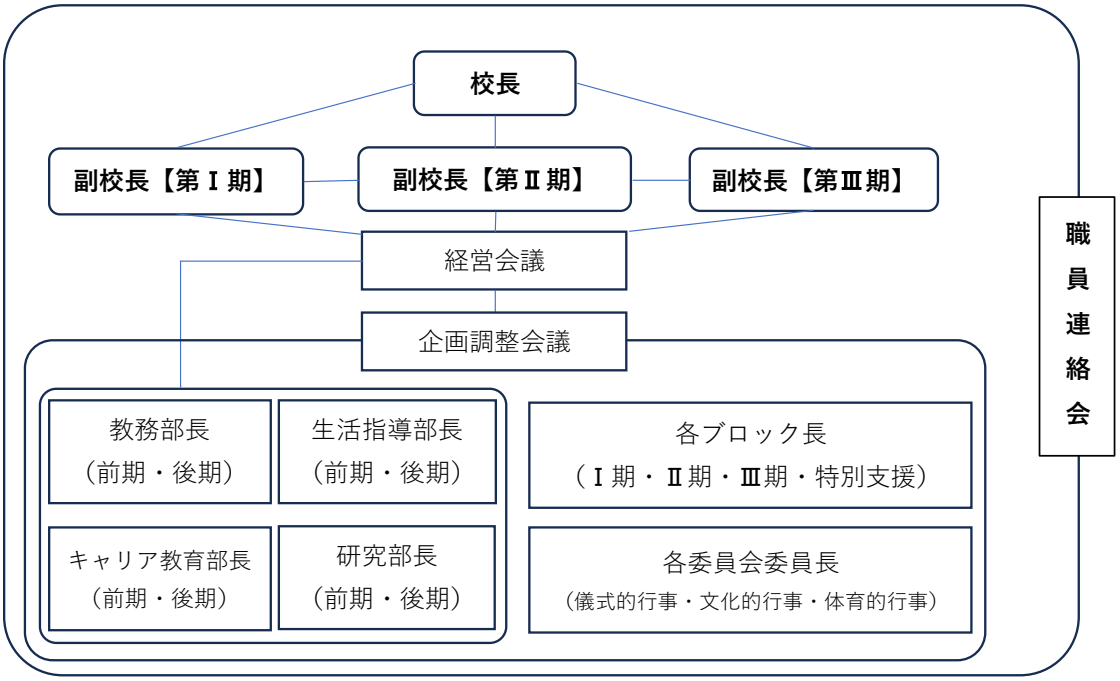
が一層求められる。

（１）会議の設定

義務教育学校は、前述のとおり職員組織の規模が大きく、また、児童・生徒の下校時刻が異なるため、全ての教職員による会議を設定することは難しい。そのため、会議のねらいを明確にし、短時間でもその目的が果たせるよう、会議の効率化を図ることが求められる。

そこで全ての教職員による会議（「職員連絡会」等）の設定を削減するために、各ブロックや分掌に責任をもたせ、分掌部長である主幹教諭や主任教諭に権限を委譲する必要も出てくる。議題や提案内容については、あらかじめ担当の副校長に確認し、企画調整会議までに事前の調整を済ませておくことが望ましい。

【組織及び会議設定モデル】



※経営会議：校長・副校長・各分掌主任・主幹教諭
※企画調整会議：校長・副校長・各分掌主任・主幹教諭・各ブロック長（各学年主任）
※各分掌部長…前期・後期分掌主任のどちらかが分掌部長となる
※教職員は、分掌のいずれか及び委員会のいずれかに所属する

（２）情報の共有

情報伝達の方法は、情報の重要度により口頭での直接伝達、紙面、校務支援システム内連絡、会議（打合せ）を使い分けることとする。必要な時に必要な情報を取り出せるよう、各種実施計画等について引き継ぎ事項を確認しながら共有フォルダ等を整理する。

組織の規模が大きくなることから、校務支援システムの掲示板等を有効に活用し、情報の伝達と共有を組織的に行う必要がある。各分掌における情報伝達の経路を確立し、相談後に対応するのか、対応後に報告するのか、案件による違いを共通理解するとともに徹底する。特に、けがや事故、アレルギー、いじめ等の児童・生徒の学校生活に直結する事案については、迅速に管理職に報告し、速やかに情報が届くようにしなければならない。

Ⅱ　義務教育学校における教育課程編成

教育課程の編成については、学習指導要領に以下のように示されている。

> 小学校学習指導要領　第１章　総則　第２　教育課程の編成
> ４　学校段階間の接続
> ⑵中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ，中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に，義務教育学校，中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては，義務教育９年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

中学校にも同様に示されている。

１　教育目標

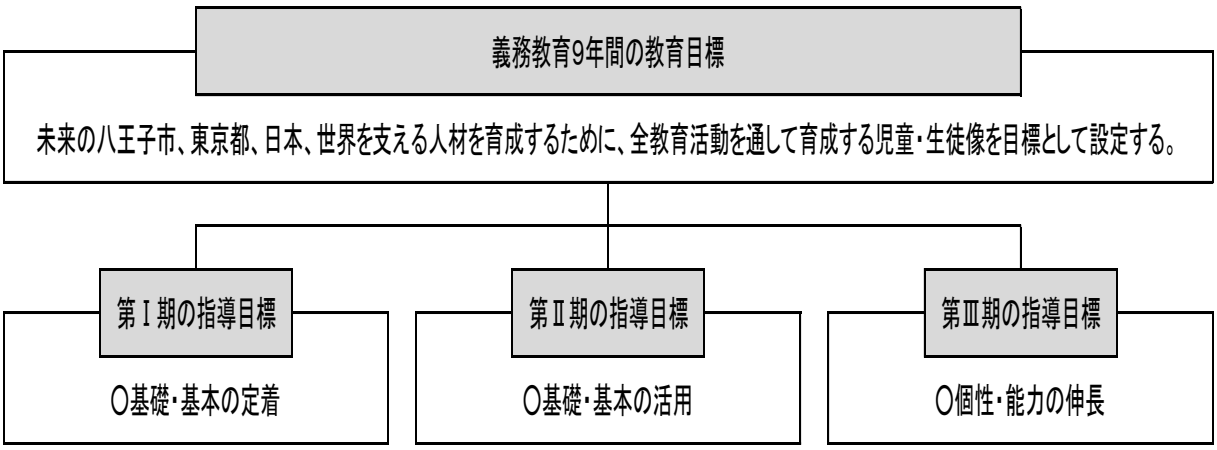
○義務教育学校と中学校の卒業時点での到達目標は同一となり、どちらも９年間を見通した教育目標を設定する。

○義務教育学校独自の９年間の学びの系統性や特色を活かした教育課程を編成する。

※平成 19 年の学校教育法の改正により、これまで各学校段階で示されていた「教育の目標」に加え、新たに義務教育全体を貫く目標が定められた。

義務教育学校においては、八王子市教育委員会の教育目標[1]を踏まえ、９年間を通じて達成する目標を設定するとともに、その実現に向けて９年間の系統的な教育課程の編成・実施を行うための仕組みを整えていく。また、義務教育９年間の目標を達成するため、教育課程における目標を義務教育９年間の目標と各ブロックの目標で構成する必要がある。

【教育目標の構成モデル】



[1] 八王子市教育委員会では、学校教育と社会教育の密接な連携の下、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊に成長することを願い、「あふれる元気」健康な心身・活力、「かがやく心」豊かな知性と感性・個性、「仲間とともに」協調性・社会性、「はばたけ未来へ」意欲・積極性を教育目標として設定している。

２　学年区分

○９年間を第１～４学年、第５～７学年、第８～９学年の３つのまとまりと捉え、「４－３－２」の学年区分で教育活動を展開することを原則とする。ただし、児童・生徒の実態を踏まえ、教育活動のねらいや特徴により、９年間の学年区分を柔軟に設定することができる。

○第１～４学年の学年区分を第Ⅰ期、第５～７学年の学年区分を第Ⅱ期、第８～９学年の学年区分を第Ⅲ期とする。

「６－３制」の義務教育制度が施行された当時に比べ、子どもたちの身体的あるいは知的発達の状況及び取り巻く社会状況の変化により、いわゆる「中１ギャップ」といわれる問題が指摘されている。そこで、前期課程・後期課程にまたがる学年区分を設定し、継続的に指導を行うことが考えられる。ただし、途中の転出入がある児童・生徒については「小学校」「中学校」の区別が必要になることから、一義的に前者を「前期課程」、後者を「後期課程」と呼び、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領を準用する。

前期課程と後期課程にまたがる学年区分を設定する意義は、次の３点である。

○学習指導面・生活指導面でのいわゆる「中１ギャップ」の軽減に資することが期待できる。

○３つの学年区分で、「育成を目指す資質・能力」「指導上の重点」「具体的な目標」等を明確に定めることにより、学年完結となりがちな教職員の意識改善を促し、上学年への進級や卒業時点をイメージした取組を強化することができる。

○各ブロックの教職員が協働した教育活動や、これまで一般的に取り組まれてきた小学校、中学校の教育活動の相互のよさを活かした学び合いを促す仕組みを構築することができる。

以上の意義を踏まえつつ、９年間を見通した教育活動の充実を図る観点から、学年区分における各ブロックの目標を具体的に示すとともに、保護者・地域と共有することで、校内外で共通理解を図る必要がある。

【各ブロックの教育目標の設定例】

ブロック	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
指導目標 ＼ 三要素	基礎・基本の定着	基礎・基本の活用	個性・能力の伸長
知	・授業規律と家庭学習の定着	・読んで聞いて、書いて話して、考える学習習慣の確立	・自学自習と進路選択能力の育成
徳	・集団生活と他者との関係づくり	・他者への思いやり、他者との共存	・社会の一員の自覚と遵法精神の醸成
体	・学年に適した運動習慣の確立 ・好き嫌いのない食生活	・運動能力の向上と基礎的な体力の育成 ・食への興味と関心の伸長	・健全な心と健康な体づくり ・栄養バランスを考えた食生活の実現

３　学習指導

○第Ⅰ期は小学校の授業時間、第Ⅱ・Ⅲ期は中学校の授業時間を基本とする。
○第Ⅰ期では基礎・基本の定着、第Ⅱ期では基礎・基本の活用、第Ⅲ期では個性・能力の伸長など、各ブロックの指導目標を設定し、学習指導を行う。

義務教育学校では、９年間を見通した系統的・継続的で、各学年の発達段階に応じた学習指導を行うことができる。また、いわゆる「中１ギャップ」の軽減、専門性の高い指導による学力向上の観点から、第Ⅱ期から教科担任制による指導を導入することや、定期テストを実施することが考えられる。

一方で、学級担任制については、例えば次のような長所がある。

○学力や学習の状況を継続的かつ総合的に理解し、きめ細かな指導に活かすことができる。
○生活上の課題も含めて総合的な指導が可能である。
○学級の帰属感がより高まり、学級経営がしやすくなる。

これらのことから、児童の実態を踏まえ、学級担任制のよさと教科担任制のよさを共に活かせるような指導体制を模索することが必要である。

さらに、これまで小学校・中学校ごとの別々の年間指導計画を作成していたが、９年間を見通した年間指導計画を作成し、小・中学校での指導内容が系統的に積み重ねられることで、学習指導の充実を図ることが可能である。

【学年区分による指導体制の設定例】

第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
学級担任制（＋教科担任制）	教科担任制	
小学校全科免許を保有する教職員による学級担任制を基本に、各教員の持ち時数を踏まえ、一部の教科で教科担任制を実施	小学校全科免許を保有する教職員による指導と中学校教科免許を保有する教員による指導とを組み合わせて実施	中学校教科免許を保有する教職員による指導で、教科担任制を実施

（１）教科担任制

義務教育学校においても、積極的に教科担任制を導入する。また、後期課程の教職員の教科指導の専門性について、前期課程の教職員が研修する機会を設けるなど、教材研究の質の向上、教科指導の充実を図る仕組みを設ける。特に、後期課程の教員が一部前期課程の教科指導を担ったり、前期課程の授業のT.T.（ティーム・ティーチング）に入ったりするなど、前期課程・後期課程の教職員が協働して学力向上を果たすことができるだけでなく、より多面的・多角的に児童一人ひとりの状況を把握でき、前期課程・後期課程の円滑な接続に資することができる。

（２）各ブロックの教員による相互乗り入れ授業

相互の乗り入れ授業により、各ブロックの児童・生徒の実態に応じた指導に触れることで、教職員の学習指導力の向上が期待できる。児童・生徒の学力向上を目的とするとともに、各ブロックにおけるそれぞれの指導の特徴や良さを理解・体験した教職員を育成することにつなげていく。

（３）定期テストの導入

第Ⅱ期からの定期テストの導入により、いわゆる「中１ギャップ」の軽減につながることが期待できる。一方、第５学年当初等は、評価方法の変化に戸惑う児童や保護者もいることが想定される。定期テストの導入と併せて、定期テスト後の補習、保護者への説明や面談の設定等、総合的に計画して実施する必要があるとともに、年度当初の保護者会などでの丁寧な説明が求められる。

（４）生活時程設定の工夫

八王子市立義務教育学校では１単位時間の授業時間を、第Ⅰ期は小学校の授業時間、第Ⅱ・Ⅲ期は中学校の授業時間を基本とする。そのため、各授業の開始時刻や中休み・昼休み等の時間について、児童・生徒の授業間の教室移動などを考慮して設定する必要がある。また、教職員についても、複数学年を担当する場合に混乱や支障が出ないように配慮する必要がある。

また、生活時程を作成する場合についても、第Ⅰ期の中休みに第Ⅱ・Ⅲ期の体育、保健・体育が重なって、安全な校庭の使用が阻害されないようにするとともに、体育館や特別教室を使用する授業が優先となるようにするなどの配慮が必要となる。

【生活時程設定モデル】

※いずみの森義務教育学校（第Ⅰ期：45 分授業、第Ⅱ・Ⅲ期：50 分授業）の場合

	第Ⅰ期（１～４年）	第Ⅱ・Ⅲ期（５～９年）
登校	８：15～８：25	８：15～８：25
朝学活	８：25～８：40	８：25～８：40
１校時	８：40～９：25	８：40～９：30
２校時	９：35～10：20	９：40～10：30
中休み	10：20～10：40	
３校時	10：40～11：25	10：40～11：30
４校時	11：35～12：20	11：40～12：30
給食	12：20～13：05	12：30～13：05
昼休み	13：05～13：20	13：05～13：20
５校時	13：25～14：10	13：25～14：15
６校時	14：20～15：05	14：25～15：15
終学活	15：05～15：20	15：15～15：30
清掃	15：20～15：35	15：30～15：45
下校	15：35	15：45

※このモデルは、１・３・５校時の授業開始時刻を揃えるとともに、１・２校時、３・４校時、５・６校時のそれぞれの間の時間を 10 分間とし、学年をまたがる教科担任制を実施できるよう構成している。

４　生活指導

○児童・生徒の社会性を育成し、自己実現が図れるよう指導上の目標を意図的に設定し、系統的・計画的な指導・支援を行っていく。

義務教育学校においては、第Ⅰ期からの生活指導を着実に進めていくことで、安定した学校生活を基盤に、学習に落ち着いて向き合うことのできる環境を整備することができる。また、学年進行に伴って顕在化する学校生活上の諸問題に対して、９年間を見通して指導するとともに、性急な対応をせず、じっくりと児童・生徒の成長を促すことができる。これらを十分に活かすためのポイントは次の３点である。

○９年間を一貫して学校生活に関する決まりや規則を整備し、「段階別指導表」等を作成し、全教職員が共通認識の下、連携・協力して系統的・継続的に生活指導に当たることができるよう図る。

○学年区分における各段階の児童・生徒の一人ひとりの状況を十分に把握し、継続的に指導を行うために、学年の教職員だけでなく、生活指導主任や特別戦教育コーディネーター、養護教諭やスクールカウンセラーを中心とした情報共有システムを確立し、各ブロックでの情報提供及び共有を図る。

○共通の指導観をもって指導に当たることができるように、ブロック間の連携組織を整備するとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図る。

（１）生活指導のルール

義務教育学校の生活指導において、校内で９年間の共通した指導観を確立することが重要である。そのために、「段階別指導表」等を作成し、教職員の指導の方向性を揃えることに加え、「生活のきまり」を目に見える形で設定し、共有化することで、児童・生徒との信頼関係を確立することが期待できる。

さらに、「生活の決まり」は、児童・生徒に加え、保護者、そして地域住民とも共有することが大切である。「生活のきまり」を校内に掲示するとともに、学校ホームページに掲載したり、冊子にして配布したりするなどの方法を工夫し、周知していくことが考えられる。

「生活のきまり」の具体的な内容は、各学校の実態に合わせて設定するものであるが、発達段階を踏まえ、ブロック別に表現を選択して工夫するなど、配慮の上、作成する。

【生活の決まり・規則設定の内容例】

○欠席等の連絡
○学習用具
○服装や身だしなみ
○授業に臨む態度（始まり・終わりの挨拶等）
○体調不良の際の対応について（おう吐処理を含む）
○いじめやけんか等のトラブルに対する対応
○学校外で事故や事件に巻き込まれたときの対応

○不要なものや禁止されているものを持ってきたときの対応
○教職員の指示に従わないときの対応
○器物破損があったときの対応
○他校とのトラブルがあったときの対応
など

（２）情報共有の在り方

特に複数の児童・生徒に及ぶ指導については、生活指導部を中心とした組織での対応が必要となるため、情報の共有とその有効活用が求められる。その点で、組織として情報をどのように集約し、どのように活用していくかが重要である。例えば、校務支援システムを活用し、学校いじめ対策委員会や校内支援委員会の議事録や、日々の生活指導情報をデータで集約して、教職員に供覧する仕組み等が考えられる。

義務教育学校では、生活指導部に発達段階の異なる３つのブロックの教職員が所属することになる。そのため児童・生徒理解について多面的に捉えることができる。そこで、各ブロックの強みを活かして、教職員が担当する互いの学級・学年の様子を観察し、教員それぞれの「感覚」で集めた多様な情報を分掌内で集約し、協議に活かすことができる。

５　キャリア教育

学校におけるキャリア教育は、「特別活動を要としつつ、９年間を見通し学校の教育活動全体で行う」という趣旨を踏まえることが大切である。義務教育学校は、９年間の児童・生徒の発達や成長を全教職員で一貫して指導することができる。「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用した児童・生徒が９年間の系統的・継続的な学習を通して、自己の生き方を見通し、自己の将来や地域・社会の一員としての自覚を高めることが大切である。

（１）キャリア教育・進路指導

○児童・生徒が地域の良さや強みを身に付け、それを自らのキャリアとして主体的に選択できるよう、地域の資源を活用した９年間を見通した系統的な指導計画を作成する。
○「はちおうじっ子キャリアパスポート」を活用し、自らの生き方を主体的に考え、将来にわたって自己実現を図ることができる資質・能力を９年間を通して継続的に育成する。

義務教育学校では、学年区分やブロックを超えた異学年での活動や学習を意図的・計画的に実施できることで、児童・生徒自身が義務教育修了時点の姿を具体的にイメージしやすい。また、児童・生徒の学びや成長の記録を、前・後期課程の教職員が一貫して見守り、指導することで、系統的・継続的にキャリア教育に取り組むことができる。また、第９学年での進路選択における指導においても、９年間の学びや成長を踏まえ、全校体制で指導にあたることができる。

【キャリア教育・進路指導の系統モデル】

第Ⅰ期 **地域の強みや様々な生き方を知る段階**	第Ⅱ期 **地域の抱える課題に気付き主体的に関わろうとする段階**	第Ⅲ期 **地域の課題を科学的に解決しようとし、自らの生き方について主体的に選択する段階**
・９年間のキャリア教育･進路学習の導入として、児童が夢をもてるようにすることを重視し、自分の将来を考える機会を設定する。 ・身近な大人や地域で働く大人を取材し、地域の良さや地域で働く大人の生き方について触れ、地域への愛情を育むとともに、これから先の自分の人生にはどのようなことが起こるのか、生きるために必要なことや大切なことを考えられるようにする。また、様々な生き方があることを知り、自分の生き方についての見通しをもてるようにする。	・地域の人材や教育資源と連携した学習を通して、地域の特色や課題について気付き、その解決のために自ら関わろうとする態度を育む。それにより、自己の職業観をもてるようにすることを重視し、より現実的に義務教育修了後の自分の将来を考える機会とする。 ・職場体験学習を位置付け、働くことの意義や社会人としてのマナーを身に付けるだけでなく、自らの職業観について考えを深められるようにする。	・これまでの自分の成長を振り返り、自分のよさを知るとともに自己理解を深めることを重視し、義務教育修了後のイメージを具体的に考える機会を設定する。 ・９年間のキャリア教育のまとめとして、これまでの学習や自己の考え方の変容を振り返り、主体的に進路の選択を行えるようにする。

６　学校行事

義務教育学校における学校行事では、各活動のねらいや特性、学校規模（児童・生徒数、施設の状況等）を踏まえて、学年区分やブロックを超えた実施形態を柔軟に設定する必要がある。整理すると次の表に示した５パターンが考えられる。特に、上下の学年が合同で活動する機会や、上の学年の活動や発表を下の学年が鑑賞する機会、下の学年の活動や発表を上の学年が応援し、支える機会を充実させ、児童・生徒自身が９年間を見通し、その成長を実感しながら、目標をもって学校行事に取り組めるようにすることが大切である。また、全校の児童・生徒での学校行事の実施は、児童・生徒・教職員だけでなく、保護者や地域の一体感の創出にもつながるものである。

【学年区分の組み合わせ例】

1	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
2	第Ⅰ・Ⅱ期		第Ⅲ期
3	第Ⅰ期	第Ⅱ・Ⅲ期	
4	第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期		
5	前期課程（第１学年～第６学年）	後期課程（第７学年～第９学年）	

ア　儀式的行事等

○各ブロックにおける自己の成長を振り返るとともに、次のブロックの目標を設定する機会として、学年区分の節目となる行事を実施する。

○入学式

９年間の教育課程の開始時に、第１学年の入学時に入学式を実施する。出席者は第１・２・９学年とする。

○Ⅰ期・Ⅱ期修了の会

各期の修了時に実施する。

※設定モデル

【第Ⅰ期修了の会】

実施時期	第４学年　３学期
内　　容	校歌斉唱、校長挨拶、修了生の言葉、今後の目標などのメッセージ発表
出 席 者	第３・４学年（学校規模により５年生等が出席することも考えられる）

【第Ⅱ期修了の会】

実施時期	第７学年　３学期
内　　容	校歌斉唱、校長挨拶、修了生の言葉、今後の目標などのメッセージ発表
出 席 者	第６・７学年（学校規模により第８学年等が出席することも考えられる）

○卒業式

９年間の教育課程の修了時に卒業式を実施する。出席者第８・９学年とする。

○始業式・終業式・修了式

年度の区切り、学期の区切りには、全児童・生徒が出席する儀式的行事を実施する。

○朝会（朝礼）

朝会は、講話や生活指導に関する話、表彰等を行う場とする。毎週、全児童・生徒での朝会を実施することは困難なため、実施週や曜日をできるだけ固定し、放送での実施等、実施形態を工夫しながら、少なくとも各学年区分での朝会を月１回、学年での朝会を月１回程度実施できるように計画を立案し、実施することが望ましい。

イ　文化的行事

○文化的行事には、異学年交流活動を積極的に取り入れ、上の学年の児童・生徒が下の学年の児童・生徒の手本となる場を設定する。
○「学習発表会」については、９年間の発達段階を踏まえた各ブロック、または複数学年を含めた各学年の発表内容を、学校として設定する。

多くの小学校では、これまで「学芸会」「展覧会」等を隔年で、中学校では「合唱コンクール」を毎年実施してきた。義務教育学校では、これらの行事を組み合わせた「学習発表会」を実施する。学習発表会の内容としては、劇や群読、合唱、合奏などの「舞台発表」、図画工作、美術、技術・家庭、書写等で制作した作品の「展示発表」などがある。地域の特色や児童・生徒の発達段階を踏まえ、「舞台発表」と「展示発表」を各ブロック、または複数学年を含めた各学年で設定し、計画を立案することが考えられる。（両方が混在することも可）

ウ　健康安全・体育的行事

○体育的行事、特に「運動会・体育祭」については、施設規模、在籍児童・生徒数等を踏まえ、企画・運営方法を工夫する。
○避難訓練については、発達段階の異なる９学年の児童・生徒、規模の大きさを踏まえ、指導のねらいを明確にしながら、効率よく迅速に避難できるよう工夫する。

○運動会（体育祭）

義務教育学校は第１学年から第９学年までの９年間で「一つ」の学校であることから、全校児童・生徒で実施することが望ましい。

しかし、年齢も６歳から 15 歳までと開きがあり、運動能力や発達段階も大きく異なることに加え、学校規模によっては児童・生徒数が 1000 人を超えることもあることから、実施日数や実施形態には工夫が必要である。その際、義務教育学校の特徴を活かし、全校で実施する競技を設定する等、義務教育学校全体で、児童・生徒が協働する場面を設けるようにすることが望ましい。

【運動会実施モデル】

＊１日のみの開催

種目：第Ⅰ期…各学年徒競走、表現種目
第Ⅱ・Ⅲ期…各学年クラス対抗リレー、学年種目
全学年…全校種目、応援合戦

＊２日に渡る開催

（１日目）第Ⅰ期運動会…各学年徒競走、表現種目、各学年種目、応援合戦
（２日目）第Ⅱ・Ⅲ期運動会…個人種目、各学年クラス対抗リレー、各学年種目、応援合戦

○避難訓練

学校の規模が大きくなることから、効率よく迅速に避難できるようにするための工夫が必要である。例えば、避難経路（廊下、階段、昇降口、校門等）を第Ⅰ期の児童でも分かるように、サイン（記号、色、図、絵）で示すなどの工夫が考えられる。また、引き渡し訓練や一斉下校訓練についても、対象と時間設定、実施時期などを十分に検討して、教育課程に位置付ける。

エ　遠足・旅行・集団宿泊的行事

○学年区分を節目とし、遠足・旅行・集団宿泊的行事の関連性を考慮して効果的に実施する。

第Ⅲ期に設定する修学旅行を目標とし、例えば、第Ⅰ期では「集団活動における基礎・基本の定着」、第Ⅱ期では「基礎・基本の徹底及び児童・生徒相互の集団づくりと目標実現イメージの共有」、第Ⅲ期において「個性・能力の伸長」など、系統性を踏まえた目標を設定する。目標を共通理解した上で、計画に基づき実施することで、児童・生徒のよりよい人間関係や公共性を育成していくことにつながる。また、異学年での合同で遠足・旅行・集団宿泊的行事を実施することで、お互いの気持ちの中に感謝や思いやりの心を育んでいくことも期待できる。

【９年間の遠足・旅行・集団宿泊的行事の設定モデル】

学年	旅行・集団宿泊的行事	教科等との関連が深い校外学習
第１学年	□第Ⅰ期合同遠足「公園」 ・異学年での交流を通して信頼関係づくり	○生活科見学 ・公共交通機関でのマナーをすすんで守ろうとする態度の育成
第２学年	□第Ⅰ期合同遠足「公園」 ・異学年での交流を通して信頼関係の深化	○生活科見学 ・公共交通機関でのマナーをすすんで守ろうとする態度の育成 ・グループで協力して行動
第３学年	□第Ⅰ期合同遠足「公園」 ・下級生のサポート体験 （４年生の移動教室報告会に参加）	○社会科見学【八王子市】
第４学年	□第Ⅰ期合同遠足「公園」 ・遊びの企画・運営を通したリーダーシップの発揮 ■移動教室	○社会科見学【東京都】 ○理科見学【サイエンスドーム等】
第５学年	□遠足「鎌倉めぐり」 （第６学年の移動教室報告会に参加）	○校外学習（社会科）

第６学年	■移動教室【日光市[2]】	○社会科見学【国会議事堂等】
第７学年		○校外農業体験学習【寄居町[3]】 ・実行委員を中心に計画を立案した農家での作業体験
第８学年	（第９学年の修学旅行報告会に参加）	○校外学習【小田原市[4]】 ・実行委員を中心に、修学旅行を見据えた行動計画、ルール作り
第９学年	■修学旅行【奈良・京都】	

※班行動を通して、自主性、責任感、協調性を育成することを目的に系統的に実施する。また、異学年での交流を通して、下の学年のサポートを体験させ、上の学年としての自覚を高めることを目的に、第Ⅰ期では合同遠足を位置付けている。

オ　勤労生産・奉仕的行事、地域連携行事

○学校運営協議会やＰＴＡ等と連携し、勤労生産・奉仕的行事や地域連携行事に積極的かつ計画的に取り組む。

総合的な学習の時間を中心に、生活科や社会科等の他教科の学習内容と関連付け、９年間を見通して系統的に行事を実施していくことが必要である。例えば、地域と協働した防災学習等の実施が考えられる。

【防災学習の実施モデル】

Ⅰ期：煙体験訓練、起震車体験訓練…自助

Ⅱ期：通報訓練、初期消火訓練…共助

Ⅲ期：避難所設置訓練、心肺蘇生訓練、応急救護学習…公助

（３）児童・生徒会活動

○主に第Ⅱ・Ⅲ期の児童・生徒で「児童・生徒会」活動を組織し、協力して学校の課題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

第Ⅱ期の５年生から、「児童・生徒会」役員選挙の選挙・被選挙権をもたせ、児童・生徒会総会に出席することで、「児童・生徒会」の一員であることを意識付ける。第Ⅰ期の最高学年である第４学年については、第Ⅰ期で縦割り班を組織し、リーダーとしての活動の機会を設定する。なお、組織が大きくなり、第Ⅱ・Ⅲ期の児童・生徒がまとまって活動することが難しい場合は、第Ⅲ期の生徒の活動の場を地域に広げたものにすることも考えられる。

[2] 日光市とは、江戸時代に八王子千人同心が東照宮などの火の番を勤めた縁で昭和 49 年に姉妹都市の盟約を結んでいる。

[3] 戦国時代に広く関東を治めていた北条氏の縁から、小田原市とともに平成 28 年に姉妹都市の盟約を結んでいる。

[4] 小田原市同様、寄居町とともに平成 28 年に姉妹都市の盟約を結んでいる。

以上の点に加え、児童・生徒数等の学校規模を踏まえた「児童・生徒会」活動を設定することとなる。そこで、「児童・生徒会」における役員等の任期を 10 月から翌年の９月までとし、任期中に最上級学年となる第８学年が児童・生徒会の中心となるモデルと、第７学年を中心とし、第８・９学年が地域に広がる組織を設定するモデルを示す。

【第８学年を中心とした児童・生徒会組織構築モデル】

役員組織	第Ⅱ・Ⅲ期を中心に組織 会長：第８学年　副会長：第７・８学年
任期	１年間（10 月から翌年９月まで）
児童・生徒会選挙	第５学年から第９学年までの児童・生徒による直接選挙
児童・生徒総会	年１回以上（第５学年から第９学年までが出席）
中央委員会	学期に１回（第４学年の代表委員も出席） 児童・生徒会役員、専門委員会委員長、学級代表で構成

【第７学年を中心とした児童・生徒会組織構築モデル】

役員組織	第Ⅱ期で組織 会長：第７学年　副会長：第６・７学年
任期	１年間（10 月から翌年９月まで）
児童・生徒会選挙	第５学年から第９学年の児童・生徒による直接選挙
児童・生徒総会	年１回（第５学年から第９学年までが出席）
中央委員会	学期に１回（第４学年の代表委員も出席） 児童・生徒会役員、専門委員会委員長、学級代表で構成
第８・９学年による地域に広がる組織	
組織	第８・９学年　各学級２名程度（専門委員会に所属していない生徒） 【前期】会長：第９学年　副会長：第８学年 【後期】会長：第８学年　副会長：第９学年
任期	半期　前期：４月から９月まで　後期：10 月から３月まで
その他	地域行事への参加、地域との連携事業への協力、学校外のボランティア活動等を企画・実践する活動の機会 ※学校運営協議会や PTA、町会・自治会等と連携して協議・実践

【第Ⅰ期の第４学年の中心とした組織構築モデル】

組織	第１学年から第４学年までの児童による縦割り班
活動内容	集会、縦割り給食・遊び、遠足、こども祭り　等
その他	第Ⅰ期のリーダーである第４学年が中心となった活動の機会

Ⅲ　その他

１　部活動

〇学校及び部活動の実態、指導者の確保を踏まえ、部活動を組織し、活動を行う。
〇保護者の同意があれば、第５学年から部活動への参加対象とすることができる。

義務教育学校では、部活動においても発達段階に応じた継続的な指導が可能であり、競技・種目によっては前期課程（第５学年等）から参加し、取り組むことができる。第５学年から参加することで練習や経験を積み重ねることができ、技能の向上を図ることができる。ただし、前期課程と後期課程で競技球の大きさなど用具類の規格やルールが異なる場合は、発達段階に応じて活動を分ける必要が出てくるが、その場合は、前期課程・後期課程の双方の教員が指導者として部活動に参加して、個の集団に応じた活動を行うことが考えられる。

【部活動を設定する際のポイント】

〇部活動の指導者には、地域人材、学生ボランティア等を積極的に活用し、持続可能な部活動指導となるような仕組みを確立する。
〇第７学年からの本格的な活動に向け、第５学年の段階で身に付けておくべき技術や技能を明確にしながら、計画的に指導する。
〇楽しく、意欲的に、継続的に活動ができるように工夫する。　など

令和７年度（2025 年度）教育研究所設置委員会
小中一貫教育推進委員会

	所　　属	氏　　名
委 員 長	みなみ野君田小学校　校長	有本　香織
副委員長	たがの杜小中学校　統括校長	北川　大樹
委　　員	大和田小学校　校長	徳丸　幸夫
委　　員	みなみ野小中学校　統括校長	仙北谷　仁策
委　　員	たがの杜小中学校　副校長	青森　一博
委　　員	館小中学校　副校長	星　雄介
委　　員	鹿島小学校　副校長	湯本　一郎
委　　員	宮上小学校　副校長	櫻井　由香

八王子市教育委員会事務局
学校教育部　統括指導主事　志村　亮介
学校教育部教育指導課　指導主事　木村　奈津江

協力　：　八王子市立いずみの森義務教育学校

八王子市立義務教育学校における組織運営及び教育課程編成の手引き

編集／教育研究所設置委員会　小中一貫教育推進委員会
八王子市教育委員会

令和８年（2026 年）３月